



意見公募手続を実施した規則等の（案）と定めた規則等の差異

適切な表現となるよう、以下のとおり趣旨の変わらない範囲において修正を行いました。

定めた規則等	意見公募手続を実施した規則等の（案）
<p data-bbox="240 418 783 689">【図面】 都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例第 3 条第 1 項の規定により指定する土地の区域のうち、令和 6 年 3 月 15 日付け千葉県告示において図面で示すこととした区域</p> <p data-bbox="240 748 783 981">都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例第 3 条第 1 項の規定により指定する土地の区域は、この図面に示す区域から下記の区域等を除いた区域となります。</p> <p data-bbox="496 1137 528 1167">記</p> <p data-bbox="272 1182 328 1211">(略)</p> <ul data-bbox="264 1234 770 1989" style="list-style-type: none">・急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項)・土砂災害特別警戒区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項)(略)・第一種農地 (甲種農地を含む。) (農地法第 4 条第 6 項第 1 号ロ又は第 5 条第 2 項第 1 号ロ)・保安林 (森林法第 25 条第 1 項並びに第 25 条の 2 第 1 項及び第 2 項)	<p data-bbox="812 418 1355 544">【図面】 袖ヶ浦市 都市計画法第 34 条第 11 号条例区域図</p> <p data-bbox="812 748 1355 1122">都市計画法第 34 条第 11 号条例区域は、都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに該当する区域から同項第 4 号の区域(※) (当該指定が解除されることが決定している区域又は短期間のうちに解除されることが確実に見込まれる区域を除く。)を除いた区域とします。</p> <p data-bbox="844 1137 900 1167">(※)</p> <p data-bbox="844 1182 900 1211">(略)</p> <ul data-bbox="836 1234 1342 1989" style="list-style-type: none">・急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地法第 3 条第 1 項)・土砂災害特別警戒区域 (土砂災害防止法第 9 条第 1 項)(略)・第一種農地 (農地法第 4 条第 6 項第 1 号ロ、第 5 条第 2 項第 1 号ロ)・甲種農地 (農地法施行令第 6 条 その他)・保安林 (森林法第 25 条第 1 項、第 25 条の 2 第 1 項・第 2 項)

凡 例	
(略)	
	告示において図面で示すこととした区域

(この図面は、連たんの要件で専用住宅などを建てることのできる可能性のある区域を示したものであり、道路・排水などの技術的な基準を満たさなければ建築物を建築することはできません。)

凡 例	
(略)	
	都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例第3条第1項第1号から第3号までに該当する区域

(11号条例区域は、連たんの要件で専用住宅などを建てることのできる可能性のある区域を示したものであり、道路・排水などの技術的な基準を満たさなければ建築物を建築することはできません)